

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東員町	八風バス株式会社	(1) 南北線 笹尾・城山系統	東員駅	城山口	東員町 役場	往 16.3km	361日	902.5回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (六把野)	③
	八風バス株式会社	(2) 南北線 笹尾・城山系統(往路) 城山・笹尾系統(復路)	東員駅	笹尾東 二丁目	城山口	往 8.8km 復 8.8km	361日	361回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (六把野)	③
	八風バス株式会社	(3) 南北線 城山・笹尾系統	東員駅	笹尾西 四丁目	東員駅	15.4km 循環	361日	1444回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (六把野)	③
	八風バス株式会社	(4) 南北線 笹尾・城山系統	東員駅	笹尾西 四丁目	東員駅	15.4km 循環	361日	361回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (六把野)	③
	八風バス株式会社	(5) 南北線 三和・稲部系統	東員駅	南守	東員駅	18.1km 循環	361日	722回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (大木、鳥取)	③
	八風バス株式会社	(6) 南北線 稲部・三和系統	東員駅	稲部小 学校	東員駅	16.5km 循環	361日	722回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (大木、鳥取)	③
	三岐鉄道株式会社	(7) 東部急行線	ネオポ リス	念仏橋	ネオポ リス	12.3km 循環	361日	1083回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (穴太)	③
	三岐鉄道株式会社	(8) 東部急行線	ネオポ リス	穴太駅	念仏橋	往 6.5km	361日	180.5回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (穴太)	③
	三岐鉄道株式会社	(9) 東部急行線	北村地 蔵南	穴太駅	ネオポ リス	往 6.7km	361日	180.5回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (穴太)	③
	三岐鉄道株式会社	(10) 東部急行線		穴太駅	念仏橋	往 8.7km	361日	180.5回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (穴太)	③
	三岐鉄道株式会社	(11) 東部線 ネオポリス・中上系統	東員駅	ネオポ リス	東員駅	19.8km 循環	361日	722回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (穴太)	③
	三岐鉄道株式会社	(12) 東部線 中上・ネオポリス系統	東員駅	ネオポ リス	東員駅	19.8km 循環	361日	1083回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (穴太)	③

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	三岐鉄道株式会社	(13) 東部線 ネオボリス・中上系統	ネオボ リス	穴太駅	東員駅	往 11.4km	361日	180.5回		路線定期運行	①	桑名阿下喜線 (穴太)	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。